

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度利用地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和8年9月15日

京都市長 松井 孝治

1 都市計画を変更する土地の区域

京都市下京区東塩小路高倉町、東塩小路釜殿町、西油小路町、西九条北ノ内町、西之町、南区西九条北ノ内町、西九条院町、西九条鳥居口町、東九条東山王町、東九条西岩本町、東九条室町、東九条上殿田町及び東九条西山王町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和8年9月15日から同年10月2日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

5 意見書の提出

(1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

(2) 提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

075-222-3472

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)